

報告事項（２）

4月定例教育委員会 資料	
年月日	令和2年4月24日
担当課	学校教育課

（新型コロナウイルス感染症への対応状況について）

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について

4月16日に政府から出された緊急事態宣言を受け、17日鳥取県知事より県内全小・中・義務教育学校等に臨時休業を行うよう要請がありました。

これを受け本市では、第19回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部の決定を経て、下記のとおり対応することを決定しましたので、報告いたします。

記

1 臨時休業期間

令和2年4月27日(月)～令和2年5月6日(水)

2 部活動について

令和2年4月17日(金)から令和2年5月6日(水)まで中止とする。

3 学校給食について

給食は中止とし、中止期間の給食費は集金しない。

4 学校での一時預かりについて

(1) 放課後児童クラブについては、長期休業と同様の対応ができる態勢を順次整えるよう努めるが、受け入れ態勢が整うまでは、子どもの預かりが必要な家庭については学校で一時預かりを行う。

(2) 放課後児童クラブを利用していない家庭のうち、医療従事関係者等、仕事等により子どもの預かりが必要な家庭については、学校で一時預かりを行う。

5 学校外の活動について

スポーツ少年団等については、活動を中止とする。

※ ただし、本件における感染者の状況等によって、変更することがあります。